

# 福井県報

第 299 号  
令和 6 年  
5 月 21 日(火)  
火曜日発行

## 告示

### 目次

- 福井県立恐竜博物館観覧料の徴収事務委託(二六二・恐竜博物館)……………二
- 救急業務に係る医療機関の認定(二六三・丹南保健所)……………二
- 令和六年度地籍調査事業計画(二六四・農村振興課)……………二
- 福井県知事許可漁業における制限措置および申請期間(二六五・水産課)……………二
- 保安林の指定の予定(二六六・二六七・森づくり課)……………三
- 土地改良区の定款変更の認可(二六八・福井農林総合事務所)……………四
- 土地改良区の定款変更の認可(二六九・坂井農林総合事務所)……………四
- 土地改良区の定款変更の認可(二七〇・二七一・丹南農林総合事務所)……………四
- 道路の区域の変更(二七二・道路保全課)……………四
- 道路の供用の開始(二七三・同)……………五

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(二件・広報広聴課)……………五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(DX推進課)……………六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(恐竜博物館)……………七
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業・市場開拓課)……………八
- 農地を利用する権利の設定の裁定(中山間農業・畜産課)……………八
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知(森づくり課)……………九
- 土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………九
- 土地改良区の役員の退任(同)……………九
- 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………九
- 土地改良区の役員の退任(同)……………九
- 土地改良区の役員の退任(二件・丹南農林総合事務所)……………一〇
- 土地改良区の役員の退任(二件・同)……………一一
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………一一

正 誤

- 土地改良区の役員の就任(同)……………一一
- 令和六年四月十六日福井県公告(土地改良区の役員の退任)……………一一
- 令和六年四月十六日福井県公告(土地改良区の役員の就任)……………一二

## 告示

## 福井県告示第262号

地方自治法（昭和22年法律第16号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例（平成12年福井県条例第29号）第5条の観覧料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

- 受託者の名称および住所  
株式会社コーワ  
代表取締役 嶋崎育子  
福井県福井市三尾野町第29号2番地12
- 委託事務の内容  
福井県立恐竜博物館受付における観覧料の徴収事務
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 徴収の方法  
観覧券の交付による。

## 福井県告示第263号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

- 区分 救急病院
- 名称 広瀬病院
- 所在地 福井県鯖江市旭町1丁目2番8号
- 認定の有効期間  
自令和6年4月25日  
至令和9年4月24日

## 福井県告示第264号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、地籍調査に関する令和6年度における事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとお

り公示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福井市	福井市の区域	令和6年4月
大野市	大野市の区域	から令和7年
あわら市	あわら市の区域	3月まで
坂井市	坂井市の区域	
永平寺町	永平寺町の区域	
南越前町	南越前町の区域	
美浜町	美浜町の区域	
若狭町	若狭町の区域	
高浜町	高浜町の区域	
おおい町	おおい町の区域	

## 福井県告示第265号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて適用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業および福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号。以下「規則」という。）第4条第1項第10号に掲げる漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置および申請すべき期間を次のように定めたので公示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

- 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数の他の制限措置

表1 規則第4条第1項第10号に掲げるかご漁業

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばい貝かご漁業	7 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 8隻)	総トン数15トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	水深270メートル以浅の福井県沖合	7月1日から8月31日	従前の許可を 受有している もの
	べにずわいかにかご漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 許可または起業の認可を申請すべき期間

- (1) かご漁業のうち、ばい貝かご漁業  
令和6年5月21日から令和6年6月15日まで

福井県告示第266号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林予定森林の所在場所

大野市上打波196字下馬ノ牧1の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上打波196字下馬ノ牧1の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福井県告示第267号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

## 1 保安林予定森林の所在場所

勝山市北谷町谷147字西ノ谷7の1、7の2、8の1、8の3、148字屋敷ノ平7の1から7の3まで、8、9、10の1、10の2、157字大壁3の1、3の2

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

北谷町谷147字西ノ谷8の1・148字屋敷ノ平7の3（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福井県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
九頭竜川左岸用水土地改良区	令和6年5月10日

## 福井県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
坪江鍛岳土地改良区	令和6年5月9日
竹田川南部土地改良区	令和6年5月9日

## 福井県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江河端土地改良区	令和6年4月30日

## 福井県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江河和田土地改良区	令和6年4月30日

## 福井県告示第272号

主要地方道福井四ヶ浦線の下記区間において、道路災害復旧工事に伴う迂回路設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年5月21日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

道路の種類別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
			福井市国山町69字下 胡摩平4番2から 福井市国山町69字下 胡摩平4番3まで	4.0 ～ 4.7	30.0
		新			

主要地方道 福井四ヶ浦線	福井市国山町69字下 胡摩平4番2地先から 福井市国山町69字下 胡摩平4番3地先まで	
	新	旧
	6.4 ～ 11.7	560
	福井市国山町69字下 胡摩平4番2地先から 福井市国山町69字下 胡摩平4番3地先まで	6.4 ～ 11.7

## 福井県告示第273号

主要地方道福井四ヶ浦線の下記区間において、道路災害復旧工事による迂回路設置の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年5月21日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	福井四ヶ浦線	福井市国山町69字下 胡摩平4番2地先から 福井市国山町69字下 胡摩平4番3地先まで	令和6年5月21日

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
福井県広報誌制作・配布業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県総務部知事 公室 広報広聴課

福井県福井市大手3丁目17番1号

随意契約の相手方を決定した日

令和6年3月27日

随意契約の相手方の名称および住所

株式会社福井新聞PRセンター

福井県福井市大和田2丁目801

随意契約に係る契約金額

55,582,180円

契約の相手方を決定した手続

随意契約

随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
「朝だよ！ハピネスふくい」制作・放送委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部知事 公室 広報広聴課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月27日
- 随意契約の相手方の名称および住所  
福井放送株式会社  
福井県福井市大和田2丁目510
- 随意契約に係る契約金額  
50,582,180円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称および数量

福井県行政情報ネットワーク W S U S サーバ導入および保守業務 一式

(2) 業務の様態等

入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和6年7月9日から令和11年8月31日まで（長期継続契約）

この場合に、福井県において契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合には、この契約を解除する。

(4) 履行場所

入札説明書等による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に實質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

#### 4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年5月21日（火）9時00分から17時00分まで、令和6年6月24日（月）9時00分から17時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用する I C カードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、その I C カード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

## 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G

電話 0776-20-0270

## 5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

## (1) 入札書の提出方法

4(2)と同様とする。

## (2) 入札書の提出期間

令和6年7月1日(月) 9時00分から令和6年7月2日(火) 16時00分まで

## (3) 開札日時

令和6年7月3日(水) 10時00分

## (4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額(当該金額の100分の10に相当する額)を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびに

この入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G

電話 0776-20-0270

## 9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨  
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

## (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

## (6) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

## 10 Summary

## (1) Nature and quantity of the service to be required

Fukui Prefecture Administrative Information Network Implementation and Maintenance of WSUS Server.

## (2) Date, time of Bidding

9:00 A.M. 1st July 2024 - 4:00 P.M. 2nd July 2024.

## (3) Period of contract

Date of the contract to 31st August 2029.

## (4) The place for delivery and Contract for notice

DX Promotion Division, Department of Future Creation, Fukui Prefectural Office.  
3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.  
Tel 0776-20-0270

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定した

ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
福井県立恐竜博物館総合管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立恐竜博物館  
福井県勝山市村岡町寺尾第51—11
- 3 落札者を決定した日  
令和6年3月27日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社東急コミュニケーションズ事業本部第一事業部みなとビル運営部北陸支店福井事務所  
福井県福井市毛矢1丁目4番17号
- 5 落札金額  
267,537,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年2月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
スギ薬局やしろ店・アミーゴ福井店  
福井県福井市測二丁目1005番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

- 3 変更した事項

(1) 駐輪場の位置

- 4 聴取した意見の概要

- (1) 福井市

・百貨店、スーパーマーケット、その他小売店舗について、店舗面積が500㎡を超える施設は、店舗面積50㎡ごとに自転車1台駐車することができる自転車駐車場（駐輪場）を可能な限り設置すること。

- 5 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4—1  
アオッサ5階

福井市商工労働部商工振興課

- 6 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、下記農地について利用権を設定したので同法第41条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 農地の所在等

所在および地番	地目	面積 (㎡)
勝山市村岡町郡2字33番1	田	2,637
勝山市村岡町郡2字34番1	田	2,878
勝山市村岡町郡2字35番1	田	1,393
勝山市村岡町郡2字43番1	田	1,237
勝山市村岡町寺尾36字27番1	田	2,463
勝山市村岡町寺尾45字19番1	田	1,436

- 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)
利用権	令和6年7月1日	10年	120,440

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

福井市松本3丁目16—10

福井県農地中間管理機構

公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長 山本 明志

4 農地の所有者等の情報  
松原 忠嗣

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福井地方法務局本局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福井地方法務局本局において、補償金の還付を受けることができる。

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

山出範雄、山本みよ子

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年4月10日農林水産省告示第743号による。

3 揭示場所

福井県庁および大野市役所

福井県報第299号

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 丸池 正博 福井市波寄町16-2

〃 五十嵐健次 福井市波寄町9-41

〃 鈴木 薫 福井市喜蒲谷町10-33-1

〃 山内 行雄 福井市木下町3-6

〃 田端 秀雄 福井市小野町14-54

〃 堂徳 正昭 福井市小幡町10-69-1

〃 朝山 恭徳 福井市深坂町15-11

〃 船谷 重則 福井市白方町13-2

9 令和6年5月21日(火)

〃 村上伝左エ門 坂井市三国町米納津24-4

〃 川端 正行 福井市布施田町17-11-1

〃 浅井 一男 福井市三宅町21-5

〃 齊藤 芳和 福井市内山梨子町3-3

〃 中川 義忠 福井市江上町45-11

〃 片川 秀則 福井市島山梨子町17-32

〃 矢原 忠則 坂井市三国町横越6-10

〃 宮本伊佐央 坂井市三国町西野中23-5

〃 毛利 孝治 坂井市三国町下野35-48

監事 佐藤奥右衛門 福井市波寄町11-12

〃 北村 洋一 福井市江上町42-3

〃 岩倉 高広 坂井市三国町山岸22-42

〃 木原 俊悟 坂井市三国町黒目18-22-1

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 五十嵐健次 福井市波寄町9-41

〃 脇 浩之 福井市波寄町10-8甲

〃 友永 博美 福井市水切町33-13

〃 山内 行雄 福井市木下町3-6

〃 早田 良雄 福井市喜蒲谷町16-19

〃 藤田 正人 福井市小幡町7-8

〃 室田 浩信 福井市浜島町9-32-3

〃 松山 繁樹 福井市白方町13-15

〃 村上 悌弘 坂井市三国町米納津25-3-1

〃 道佛 浩二 福井市布施田町19-38

〃 小仲谷武則 福井市池尻町25-18

〃 佐野 孝一 福井市浄土寺町14-5

〃 北村 文雄 福井市江上町47-44

〃 北 定 福井市御所垣内町8-22

〃 大澤 清隆 福井市砂子田町18-49

〃 矢原 忠則 坂井市三国町横越6-10

〃 川瀬 悌弘 坂井市三国町山岸12-36

〃 森 龍雄 坂井市三国町下野57-5  
 〃 橋本 薫 福井市波寄町9-3  
 〃 船谷 重則 福井市白方町13-2  
 〃 木原 俊悟 坂井市三国町黒目18-22-1

坪江劔岳土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	山口志代治	あわら市東山44-11
〃	山元三千夫	〃 南疋田21-17
〃	山口 正樹	〃 畝市野々13-95
〃	加藤 秀信	〃 瓜生15-16
〃	深田 正彦	〃 次郎丸10-46
〃	山田 重喜	〃 北疋田17-2
〃	長谷川哲夫	〃 御簾尾11-1-1
〃	友田 治和	〃 東田中1-6
〃	竹越 司	〃 北4-68
〃	矢崎 義明	〃 中川23-1
〃	杉本 正	〃 北野1-20-1
〃	山形 徳義	〃 熊坂74-61
〃	谷口 正範	〃 牛ノ谷16-18
〃	吉野 則夫	〃 前谷8-9
〃	丸子 晋一	〃 笹岡20-23
〃	志田 善夫	〃 柵17-9
〃	吉村 栄一	〃 鎌谷8-8
〃	上野 博巳	〃 権世6-47
〃	谷口 光男	〃 権世市野々15-3
〃	長谷部泰司	〃 清滝19-38
〃	佐藤 豊志	〃 後山72-9
〃	山口浩一郎	〃 熊坂75-21
〃	畑 秀雄	〃 鎌谷9-14
〃	石黒 裕一	〃 玉木2-17

坪江劔岳土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	山口志代治	あわら市東山44-11
〃	杉本 正	〃 北野1-20-1
〃	山形 徳義	〃 熊坂74-61
〃	加藤 秀信	〃 瓜生15-16
〃	深田 正彦	〃 次郎丸10-46
〃	坂田 正和	〃 北疋田21-5
〃	前田 忠	〃 南疋田22-11
〃	海老田富男	〃 御簾尾7-28-1
〃	友田 治和	〃 東田中1-6
〃	竹越 司	〃 北4-68
〃	松嶋 美治	〃 中川15-20-2
〃	谷口 正範	〃 牛ノ谷16-18
〃	山口 正樹	〃 畝市野々13-95
〃	土屋 紀信	〃 前谷9-3甲
〃	五島 政夫	〃 笹岡20-13
〃	志田 善夫	〃 柵17-9
〃	吉村 栄一	〃 鎌谷8-8
〃	上野 博巳	〃 権世6-47
〃	谷口 光男	〃 権世市野々15-3
〃	長谷部泰司	〃 清滝19-38
〃	石田 継治	〃 後山93-38-2
〃	杉本 敬一	〃 北野2-12-1
〃	奥野 俊博	〃 権世7-25
〃	竹澤 嘉康	〃 熊坂43-7
〃	石黒 裕一	〃 玉木2-17

福井朝日土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月17日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理事 竹内 俊夫 丹生郡越前町田中7-38

福井宮崎土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理事 北野 壽一 丹生郡越前町熊谷41-11  
〃 上野 邦夫 丹生郡越前町小曾原7-46  
〃 山内 慎治 丹生郡越前町小曾原26-7  
〃 藪内市左エ門 丹生郡越前町小曾原83-34  
〃 山内喜久治 丹生郡越前町江波20-11  
〃 木下 活次 丹生郡越前町江波45-80  
〃 辻 喜一朗 丹生郡越前町江波69-77  
〃 岩原 正吉 丹生郡越前町広野16-7  
〃 武藤 吉明 丹生郡越前町樫津6-3  
〃 増田 勇 丹生郡越前町八田新保7-8  
〃 江川 久平 丹生郡越前町八田50-40  
〃 河合 敏明 丹生郡越前町八田50-6-2  
〃 黒田 市村 丹生郡越前町上野6-甲12  
〃 佐藤 賢一 丹生郡越前町陶の谷65-17  
〃 土谷 定則 丹生郡越前町蟬口4-9  
監 事 木村 幹雄 丹生郡越前町古屋12-3  
〃 上野 哲夫 丹生郡越前町江波65-2  
〃 近藤 清隆 丹生郡越前町樫津45-17  
〃 青山 栄治 丹生郡越前町宇須尾8-21

福井朝日土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月17日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理事 竹内 秀和 丹生郡越前町田中11-7

福井宮崎土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理事 木村 幹雄 丹生郡越前町古屋12-3  
〃 古川 達也 丹生郡越前町小曾原7-46甲  
〃 藪内 尚大 丹生郡越前町小曾原39-3  
〃 木原 正美 丹生郡越前町小曾原84-11  
〃 向富 一郎 丹生郡越前町江波21-31  
〃 坂下 新吾 丹生郡越前町江波48-36-1  
〃 辻 喜一朗 丹生郡越前町江波69-77  
〃 荒 明義 丹生郡越前町広野32-13  
〃 武藤 吉明 丹生郡越前町樫津6-3  
〃 清水 徹 丹生郡越前町舟場4-49  
〃 江川 久平 丹生郡越前町八田50-40  
〃 吉田 敏幸 丹生郡越前町八田50-15  
〃 河合 利満 丹生郡越前町円満15-47  
〃 青山 信之 丹生郡越前町宇須尾13-20  
〃 山本 政二 丹生郡越前町寺14-22  
監 事 上野 邦夫 丹生郡越前町小曾原7-46  
〃 井上 宣泰 丹生郡越前町江波46-19  
〃 近藤 清隆 丹生郡越前町樫津45-17  
〃 鷺田 武和 丹生郡越前町野9-4  
〃 山本卓一郎 丹生郡越前町樫津78-1-8

瓜生土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理事 田邊 長一 若狭町末野39-3  
〃 下嶋 幸夫 〃 末野17-17  
〃 橋本 政則 〃 安賀里49-19  
〃 橋本 治夫 〃 安賀里49-13

〃	井上 正人	〃	下タ中32-15
〃	北原 淳	〃	下タ中17-17-1
〃	大田 正嗣	〃	有田12-29
〃	野瀬 秀之	〃	有田4-21
〃	中塚 文和	〃	下吉田14-19-2
〃	中村 潔	〃	下吉田15-2-2
〃	北野美喜雄	〃	上吉田6-3-5
〃	坪内 明彦	〃	上吉田6-5
〃	中塚 忍	〃	脇袋22-14
〃	中塚 正義	〃	脇袋23-14
〃	森 司	〃	瓜生71-9-5
〃	水江 二郎	〃	瓜生51-9
〃	萩野 嘉政	〃	関60-7
〃	萩野 隆	〃	関50-8
〃	西川 均	〃	三宅73-16
〃	井関 平信	〃	安賀里49-33-1
〃	岡本 一郎	〃	有田11-18
〃	竹口 文興	〃	瓜生62-2

瓜生土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	田邊 長一	若狭町末野39-3
〃	井関宇佐美	〃 安賀里40-2
〃	橋本 治夫	〃 安賀里49-13
〃	井上 正人	〃 下タ中32-15
〃	北原 辰夫	〃 下タ中34-23-1
〃	野瀬 秀之	〃 有田4-21
〃	大方 幹也	〃 有田4-19
〃	岡本 登	〃 下吉田17-10
〃	北野美喜雄	〃 上吉田6-3-5
〃	坪内 明彦	〃 上吉田6-5
〃	新宮 健二	〃 脇袋28-16
〃	中村 嘉幸	〃 脇袋21-9-1

〃	森 司	〃	瓜生71-9-5
〃	水江 二郎	〃	瓜生51-9
〃	田中惣一郎	〃	関50-6
〃	大下 淳志	〃	山内41-2
〃	森上美紀男	〃	三宅63-13
監事	下嶋 幸夫	〃	末野17-17
〃	中塚 文和	〃	下吉田14-19-2
〃	鳥羽 和也	〃	関58-22-1

## 正 誤

令和6年4月16日福井県公告（土地改良区の役員の退任）

ページ	段	行	誤	正
10	2	37	令和6年3月29日	令和6年3月26日
11	1	26	福井市荒木別所8-346甲	福井市荒木別所町8-346甲

令和6年4月16日福井県公告（土地改良区の役員の就任）

ページ	段	行	誤	正
11	1	29	令和6年3月29日	令和6年3月27日